

吉見町第3子以降学校給食費補助金交付制度 Q&A

●補助金交付対象者について

Q 養育している子どもが3人いますが、子の年齢に制限はありますか？

A 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（高校卒業までの子）から数えて養育している子が3人以上いることが要件です。子どもであれば、町外に住所があるきょうだいも人数にカウントします。

Q 町外の小・中学校に通学していますが対象になりますか？

A 児童生徒および保護者が町内に住所を有し、高校卒業までの子から数えて3人目以降の児童生徒が私立小中学校や特別支援学校の小学部及び中学部に通学していても補助金交付対象となります。また、区域外就学でも対象となります。ただし、補助金額は、吉見町の学校給食費相当額となります。

●交付要件について

Q 給食費（もしくは町税）に滞納があります。滞納分を支払えば、補助金が交付されますか？

A 滞納分を納付していただいたことが確認できれば、補助金交付対象者となります。

Q 現在、就学援助費もしくは生活保護制度により学校給食費の支援を受けています。補助金の交付を受けられますか？

A 就学援助費や生活保護制度により学校給食費の支援を受けている場合は補助金交付対象外となります。ただし、年度途中から就学援助費や生活保護制度による支援が停止または取消しとなった場合は、補助金交付対象者となる可能性がありますので担当までお問い合わせください。

Q 現在、特別支援就学奨励費により学校給食費の支援を受けています。補助金の交付を受けられますか？

A 特別支援就学奨励費により学校給食費の支援を受けている場合は、学校給食費実費額からその支給額を控除した金額を交付します。

●申請について

Q 年度途中に補助金交付対象者となり、交付要件を満たすことになった場合は対象となりますか？

A 要件を満たすこととなった日から補助金交付対象となります。申請書の提出をお願いします。

Q 申請後、補助金交付決定を受けたあとに離婚等により申請内容に変更があります。届出の必要はありますか？

A 養育している子の人数に変動がある、もしくは補助金受給者の変更がある場合は必ずお申し出ください。

